

## 参考（校の沿革）

年 月 日	京都高等技術専門学校、女子高等技術専門校の沿革及び変遷
昭20. 11. 1	京都建築工養成所として発足（旧下京区（現南区）唐橋平垣町）
21. 11. 1	京都ラジオ技術補導所として発足（千本今出川、西陣工業会館内）
21. 11. 11	京都洋裁技能補導所として発足（北区紫明会館内）
22. 6. 8	京都洋裁技能補導所、京都教育会館内（川端丸太町）へ移転
22. 6. 9	京都ラジオ技術補導所、中立売堀川へ移転
22. 9. 1	上記補導所、京都技術会館（吉田河原町）へ移転
22. 11. 10	上記補導所、聖護院円頓美町へ移転
23. 4. 1	京都府京都塗装建築公共職業補導所と改称
”	京都府京都洋裁公共職業補導所と改称
24. 6. 1	伏見建築公共職業補導所を吸収合併（建築科、塗装科設置）
24. 7. 31	京都府京都塗装建築公共職業補導所、京都建設業協会（西院東中水町）へ移転
24. 11. 24	京都ラジオ技術補導所、桃山金井戸島町へ移転
25. 5. 1	京都ラジオ技術補導所に珠算簿記科、謄写筆耕科増設
25. 6. 13	上記補導所を、京都府経理事務公共職業補導所と改称
25. 12. 8	上記補導所、伏見七瀬川へ移転
26. 3. 3	上記補導所、伏見南部町へ移転
26. 12. 28	京都建設業協会施設（土地、建物）を買収
27. 2. 29	京都府経理事務公共職業補導所、西院東中水町へ移転
27. 4. 25	京都府京都塗装建築公共職業補導所、同経理事務公共職業補導所及び同京都洋裁公共職業補導所を統合し、京都市右京区西院東中水町17に京都府中央公共職業補導所を設置。 同時に速記科、手芸科を増設し、塗装科、建築科、経理事務科、謄写印刷科、洋裁科と併せて7職種による訓練を開始
28. 3. 31	速記科及び手芸科を廃止
28. 4. 1	編物科を新設
30. 10. 1	謄写印刷科定時制を新設
33. 7. 1	職業訓練法の施行に伴い、京都府京都職業訓練所（京都府条例第12号）と名称を変更
33. 9. 30	謄写印刷科定時制を廃止

参考（校の沿革）

年 月 日	京都高等技術専門校、女子高等技術専門校の沿革及び変遷
昭37. 4. 1	活版印刷科及び自動車整備科を新設
39. 1. 1	「中高年齢者の速成訓練実施要領」に基づき自動車運転員訓練を実施
39.10. 1	板金科、配管科及び第二塗装科（建築塗装）を新設。京都市下京区西七条八幡町に分館（花屋町校舎）を新設
40. 4. 1	オフセット印刷科を新設
40.12. 3	道路運送車両法第80条の規定により自動車分解整備事業（小型自動車）の認証を受ける
42. 4. 1	経理事務科、謄写印刷科、第一塗装科、第二塗装科、板金科及び配管科の訓練期間を6か月から1年に変更
43. 2. 20	溶接工養成所として指定される
44.10. 1	職業訓練法の改正により、京都府立京都専修職業訓練校（京都府条例第34号）と名称を変更
〃	訓練科名を変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一塗装科、第二塗装科を金属塗装科、建築塗装科とする</li> <li>・オフセット印刷科を製版印刷科とする</li> <li>・謄写印刷科を軽印刷科とする</li> <li>・経理事務科を事務科とする</li> </ul>
44.11. 1	現在地（伏見区竹田流池町）に新校舎建築着工
45. 7. 13	伏見区竹田流池町に、校舎完成 6訓練科が移転 <ul style="list-style-type: none"> <li>・板金科</li> <li>・自動車整備科</li> <li>・建築科</li> <li>・建築設備（配管）科</li> <li>・塗装科（建築塗装、金属塗装）</li> <li>・製版・印刷科（活版印刷コース、オフセット印刷コース）</li> </ul>
45. 8. 11	花屋町校舎を「西分校」と改称し、4訓練科とする
45.11. 16	道路運送車両法第80条の規定により、自動車分解整備事業（普通自動車分解整備事業）の認証を受ける
46. 1. 14	西分校改装工事着工
46. 2. 2	自動車整備科技能検定規則第6条の規定による1種自動車整備士養成施設の指定を受ける
46. 3. 30	西分校改装工事竣工
46. 4. 1	金属塗装科、建築塗装科を統合し塗装科として、本校を7訓練科とする
51. 8. 1	事務科を経理事務科と改称
52. 4. 1	活版印刷科を製版・印刷科に統合

参考（校の沿革）

年 月 日	京都高等技術専門学校、女子高等技術専門校の沿革及び変遷	
昭55. 3. 31	編物科を廃止	
	【京都高等技術専門学校発足】	【女子高等技術専門校発足】
55. 4. 17	京都府組織規定の改正により「京都府立京都職業訓練校」と名称を変更し、訓練課を訓練第一課、訓練第二課に分課する	京都府立婦人職業訓練校（京都府条例第15号）を設置。4訓練科とする ・洋裁科 ・軽印刷科 ・経理実務科 ・企業事務科
56. 2. 3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の規定により液化石油ガス設備士養成施設の指定を受ける	
57. 4. 1		軽印刷科訓練期間を6か月とする
58. 4. 1		経理実務科を経理事務科と改称
58.10. 3	配管科において単位制訓練（モジュール訓練6か月）を開始	
61. 4. 1		軽印刷科をビジネス文書科と改称
61. 4. 10	製版・印刷科において写真植字コース（6か月）を開始	
61. 7. 1		ビジネス文書科、企業事務科入校時期変更（4月、7月入校）
62. 4. 1	塗装科を廃止し、生産技術科（40名、2年）に、建築科30名を20名（1年又は2年制〈各10名〉）に再編、製版・印刷科を写真印刷科に変更	
63. 8. 22		ビジネス文書科、企業事務科入校時期変更（7月、8月入校）
平 1. 4. 1	京都府立京都高等技術専門学校（京都府条例第11号）と名称を変更 配管科（単位制訓練）を廃止	京都府立女子高等技術専門校（京都府条例第11号）と名称を変更 経理事務科をOA事務科と改称
2. 4. 1	写真印刷科を印刷デザイン科（専修課程10名、職業転換課程10名）に変更 写真印刷科写真植字コースを廃止し、印刷デザイン科フィニッシュアートコース（普通課程Ⅱ類）を新設	
7. 4. 1	建築科30名（1年又は2年制）を20名（1年制普通職業訓練短期課程）に、生産技術科40名（2年制）を20名（1年制、普通職業訓練短期課程）に変更	

参考（校の沿革）

年月日	京都高等技術専門校、女子高等技術専門校の沿革及び変遷	
	【京都高等技術専門校】	【女子高等技術専門校】
平 8. 4. 1	建築設備科を廃止	ビジネス文書科、企業事務科を廃止
8.10.23	新校舎建築着工	
10. 3. 17	新校舎竣工式	
10. 4. 1	女子高等技術専門校を統合、洋裁科及び ○A事務科を併せ、設置科を10科とする	京都高等技術専門校へ統合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報処理科（新設・20名×2・2年制）</li> <li>・メカトロニクス科（新設・20名×2・2年制）</li> <li>・機械加工科（新設・30名・1年制）</li> <li>・自動車整備科（30名・1年制）</li> <li>・洋裁科（40名・1年制）</li> <li>・○A事務科（50名・1年制）</li> <li>・建築科（20名・1年制）</li> <li>・建築設計・インテリア科（新設・20名・1年制）</li> <li>・印刷デザイン科（20名・1年制）</li> <li>・商業デザイン科（新設・20名・1年制）</li> </ul>	
	統合により訓練第三課を設置	
16. 4. 1	情報処理科をシステム設計科に、洋裁科をあばれる科(30名・1年制)に変更 1年制の印刷デザイン科と商業デザイン科を統合して2年制のデザインワーク科 (20名×2)を新設 1年制の○A事務科を廃止してITビジネス科(20名・6か月制)を新設	
16.10. 1	国の委託を受け、障害者モデル事業（身体障害者対象）として○Aビジネス科 (10名・6か月制)を新設(平成18年度までの3年間)	
17. 4. 1	機械加工科を2年制の機械加工システム科に改編	
19. 4. 1	身体障害者を対象とする○Aビジネス科(6か月コース、1年コース各5名)を新設	
19.10. 1	ITビジネス科の入校定員を10名に変更し、○Aビジネス科1年コース（定員5名）の 後期訓練との合同訓練とする	
20.10.21	国の委託を受け、発達障害者モデル事業として、ジョブトレーニング科（10名6ヶ月制） を新設（平成22年度までの3年間。21年度からは、1年制）	
22. 4. 1	専門校の再編に伴い、あばれる科、ITビジネス科、建築設計・インテリア科を廃止し、 自動車整備科を福知山校に、○Aビジネス科を京都障害者校に移管	
23. 3. 31	デザインワーク科を廃止	
23. 4. 1	ジョブトレーニング科を廃止し、キャリア・プログラム科（10名・1年）に再編	
29. 4. 1	キャリア・プログラム科を障害者校へ移管 機械加工システム科1年コースを廃止し、プロダクトマネジメント科（20名・1年）を 新設	